

令和2年3月

お客様各位

民法（債権法）改正を踏まえた預金規定等の改正について

高松信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は令和2年4月1日より施行される民法（債権法）改正を踏まえ、預金規定等を改正致します。改正後の規定につきましては、改正前よりお取引のあるお客様に対しても適用させていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改正する各種預金規定

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・普通預金取引規定（無利息型の普通預金「決済用預金」を含む）
- ・貯蓄預金取引規定（貯蓄預金40型・20型）
- ・納税準備預金規定
- ・通知預金規定
- ・定期預金等規定集（証書・通帳式共用）
- ・定期積金規定
- ・定期性総合口座取引規定
- ・「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に関する規程
- ・カード規定（キャッシュカード・ローンカード）デビットカード規定
- ・夜間専用金庫規定
- ・貸金庫規定
- ・国債証券等の保護預り規定兼振替決済口座管理規定
- ・しんきんインターネットバンキングご利用規定
- ・法人インターネットバンキングご利用規定

2. 改正日

令和2年4月1日

3. 改正内容

- (1) 民法改正にかかる対応として、規定の取引に係る契約の成立、規定の内容の変更することがある旨の条項を追記
- (2) 制限行為能力者の届出について追記
- (3) その他、平仄の変更等

以上